

平成 25 年度 第 1 回

富合町合併特例区協議会臨時会



と き 平成25年6月19日(水)
午前9時00分～
ところ 南区役所 2階庁議室

富合町合併特例区事務局

協議第 1 号

富合町合併特例区長の給料の臨時特例に関する規則について

富合町合併特例区長の給料の臨時特例に関する規則について、別紙のとおり提案する。

平成25年6月19日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

別紙

富合町合併特例区長の給料の臨時特例に関する規則

平成25年7月1日から同年10月5日までの期間における区長の給料月額、富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。